

★DB2:関連している
法律・事業・制度等

省庁	都道府県	市町村	その他	名前	期間 (西暦)	内容	対象	予算額、補助率等	補助金等の交付の 流れ	関連している法律・政策 等	備考	出典
国土交通省				地域の魅力づくり支援 事業		地域づくりを始動する際に地域住民等の機運は高まりつつあるが、「きっかけ」が見いだせない地域を対象に、立ち上がり期や発展的な活動とするための「きっかけ」となる地域資源の再発見等、地域の魅力づくり活動を支援することにより、それぞれの地域の特性に応じた地域振興の実現を図ることを目的とする。	単一市町村内	一地域あたり100万円が限度。	国土交通省→都市みらい推進機構→地域活動団体(任意団体を含む)→講師謝金、その他の実費	「地域資源活用構想策定等支援調査」の一部。		◆ http://www.chiikidukuri.net/hokokusyo/03h15_tikishigenkatuyoko/02honpen/miryoku/10_gaiyo.pdf
農林水産省				中山間地域等直接支払制度	2005-2009	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進することの考えの下で、本制度を継続的に実施する。	◆対象地域:特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、急傾斜農用地、自然条件によりし小区画、不整形な田、墓地比率の高い地域の墓地、市町村長が必要と認めた農用地、都道府県知事が定める基準に該当する農用地、に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地。 ◆対象行為:集落協定に基づき、①集落の将来像を明確化した活動計画の下で5年間以上継続して行われる農業生産活動等、②一定の要件の下での農用地保全体制の整備や地域の実情に即した農業生産活動の実施。 ◆対象者:集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等。	21,800,00千円(平成18年度)平成17年度も同上。	国→都道府県→市町村→集落	食料・農業・農村基本法(第35条「中山間地域等の振興」)	前回(平成12年度～平成16年度)からの継続。	◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/home/chuusankansitsu/jigyougaiyou1.htm
農林水産省				元気な地域づくり交付金	2005-	農産漁村の活性化に資する以下の施策を総合的に支援する。	◆交付対象:①農村の振興②グリーン・ツーリズム、都市農業の振興③農業生産基盤の整備④中山間地域等の振興。 ◆計画主体:市区町村長、または農村振興局長が別に定める者、または都道府県知事。 ◆対象地域:計画主体は、地域の実情を勘案し、農村漁村の活性化を図る上で適当と判断する範囲を対象地域として設定できる。	農林水産省→都道府県→市町村→実施地域			①美しいむらづくり支援事業(H16-)②農村振興基本計画作成費交付(H13-)③都市農業支援総合対策事業(平成15-)④畑利用高度化促進事業(H15-)⑤基盤整備事業(H10-)⑥地域環境保全型農業推進総合整備事業(平成16-)⑦田園自然環境保全整備事業(H16-)⑧遊休農地解消総合対策事業(H12-)⑨新規採択希望団体営土地改良事業(S48-)⑩新山村開発特別事業(H13-)⑪里地棚田保全整備事業(H15-)を統合廃止した	◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/home/chuusankansitsu/jigyougaiyou2.htm
国土交通省				都市地方連携推進事業		都市と農山漁村等間の交流促進により、地方の活性化を推進するとともに、都市住民の生活の充実を図るものであり、都市と地方の農山漁村等の市町村や住民・NPO等の連携により行われる先導的な交流事業をソフト・ハード両面にわたり一体的に支援する。 都市と地方の農山漁村等の市町村や住民等が連携・参画して都市地方連携プログラムを策定し、プログラムに基づき実施される交流推進のための地域活動、施設整備、社会実験等を実施するもので、実施期間は原則3か年	◆事業主体:市町村 ◆対象事業:都市と地方の農山漁村の市町村等が連携して交流推進に取り組む事業 ◆補助対象:調査費(都市地方連携プログラム策定経費)、設計費、工事費、地域活動等推進費(ソフト事業経費、社会実験経費)、事務費				◆国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_1.html	
国土交通省				地域振興アドバイザー派遣制度	2001	地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣して、その専門家から助言をもらうことにより、自主的な地域づくり活動を側面から支援し、もって地域の活性化に資することが目的。 アドバイザーの派遣により、 ◆地域に対し外部からの刺激 → 地域の魅力の再発見 民間の視点からの地域振興方策の検討 → 地域住民と一体となった地域活性化 ◆第3セクターへの情報やノウハウの提供 → 地域振興に資する経営への見直し を目指す。	ア ーから地域づくりを行うため、その推進体制を整備しようとする市町村 イ 長年地域づくりに取り組んで壁にぶつかっている市町村 ウ 一定の成果をおさめて更に高次の地域づくりに取り組んでいこうとしている市町村 エ 地方拠点都市地域 オ 中心市街地の活性化を課題としている市町村 カ 山村第3セクターの経営等を課題としている市町村 キ 市町村合併検討地域及び合併後の地域づくりを課題としている地域				制度の経緯:地方振興アドバイザー(昭和63～)、中心市街地活性化アドバイザー(平成10～)、山村三セクターアドバイザー(平成8～)を統合。	◆国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g1_2.html
国土交通省				地域再生等担い手支援調査事業		地域再生に資する活動を先導する人材の効率的・効果的な育成を目的として研修等を実施し、地域再生の取組状況に係る情報交換、交流等を推進する。また、地域づくりの課題解決に向け効果を上げうる取組を実地に支援する。(地場産業の再生、地域ブランドの創出等)	◆対象:協議会(行政、住民、ボランティア等で構成) ◆採択要件: (1)関係市町及び県の担当部局が協議会の構成員となること (2)提出する事業計画の熟度により判断する ・地域再生を先導する人材育成に資する研修内容であること ・地域再生について顕著な効果が期待できること ・基本構想の達成状況を評価する指標が明確となっていること ・中長期的な展望に立脚していること、					◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/list01.html

総務省			地域間交流施設整備事業		過疎地域における自然、文化といった地域資源を有効活用し、地域間交流を促進するための施設の整備に要する費用に対して助成。	・過疎地域市町村 ・構成市町村の半数以上が過疎地域市町村である 広域市町村圏の一部事務組合等 採択要件： (1)都市部と人・文化・情報等による地域間交流を図るもので、交流を図る上で都市部あるいは周辺地域との交流が図られているもの (2)一体的なコンセプトによって地域の既存施設との調和が図られ、その施設と連携して交流事業を推進するもの (3)自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 (4)文化、歴史等の地域の特性・魅力を活かしたも				事業実施期間 2カ年度以内	◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/01003.htm
国土交通省			離島体験滞在交流促進事業		離島地域の創意工夫を生かした自立的発展を促進するために必要な施設の整備やその施設の効果的な利用を図ることを含む交流に関する事業により、国内及び国外の地域との交流を促進し、離島の活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。 施設整備事業 (a)産業の振興、教育及び文化の振興、観光の開発〔地域資源活用施設、地域産業体験施設等〕 (b)教育及び文化の振興〔教育関連施設、文化関連施設等〕 (c)観光の開発〔情報提供施設、離島体験施設、健康増進施設、公共的観光施設等〕 (イ)活用プログラム作成等事業 プログラムの作成・事前準備、人材の確保・育成等 (ウ)交流事業 (a)産業の振興：特産品開発、研修事業、体験事業等 (b)教育及び文化の振興：体験学習事業、伝統芸能、人材育成研修事業等 (c)観光の開発：観光情報提供事業、モニターツアー、イベント等	◆対象地域：離島振興法に定める地域 ◆採択要件 (1)離島振興法指定地域において、市町が行う事業であること。 (2)地域の発展、活性化に寄与するもの (3)事業の実施に当たって、地域住民の十分な協力が得られるもの (4)既存施設の有効活用に努めるなど、事業費は必要最小限度のものとなるように考慮された事業であること (5)整備する施設、プログラム等は主として地域外の住民に利用されるものであり、交流事業は主として地域外との住民との交流を目的としたもので、相当規模の利用者、参加者が見込まれるもの				◆事業期間： (ア)施設整備、(イ)活用プログラム作成等：2か年以内 (ウ)交流事業：1か年以内 ◆限度額： (ア)施設整備事業：200,000千円 (イ)活用プログラム作成等：20,000千円 (ウ)交流事業：13,000千円	◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/01005.htm
農林水産省			山村等振興対策事業		創意工夫を活かした個性ある地域づくりを推進し、農山村の活性化を図るため、山村等中山間地域の重要な産業である農林水産業の振興に必要な施設整備及び多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。 ・農林漁業振興事業 ・就業所得機会創出事業 ・山村・都市交流促進事業 ・自然景観保全推進事業 ・定住促進生活環境整備事業 ・高齢者・女性等生きがい発揮促進事業 ・山村振興等地域連携推進事業(ソフ) ・特認事業	◆採択要件：山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法及び特定農山村法により指定された地域。 ◆対象団体：市町、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体等					◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/01029.htm
農林水産省			やすらぎ空間整備事業		◆農山漁村資源を活用したグリーン・ツーリズムの取組を支援することにより地域経済の活性化、都市と農山漁村の共生・対流の促進に資する。 ◆制度内容：地域資源を活用した、都市住民に魅力ある交流拠点・体験交流空間の整備等 ア 都市農村交流促進施設 イ 市民農園 ウ 廃校・廃屋改修交流施設 エ 水辺修景・景観保全施設	◆採択要件 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画(当該採択年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。 ◆対象団体：市町、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体等					◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/01030.htm
総務省			過疎地域等活性化推進モデル事業		過疎地域等の活性化を促進するために行う調査、研究、人材育成、その他の地域活性化推進活動事業に要する経費について助成する。 対象経費 ア調査費 イ活性化推進活動費 (研修、シンポジウム、アドバイザー招へい、PR事業、物産展事業、特産品等試作事業等) ウ市町村等事務費 (調査研究事業又は活性化推進活動事業の実施に要する職員旅費、庁費)	過疎関係市町村 採択要件 (1)地域の特性を活かし、市町村等が自主的、主体的に取り組む事業であること。 (2)事業目的が明確であること。 (3)都道府県の支援体制等事業実施体制が整っていること。					◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/01016.htm
水産庁		2005-2009	離島漁業再生支援交付金事業		◆離島漁業の再生を通じて海域環境の有する多面的機能の維持増進を図るため、漁場生産力の向上と創意工夫を活かした新たな取組を計画的かつ共同で行う離島漁業集落に対して交付金の交付を行う。 ◆市町単位で離島漁業集落活動促進計画を策定、離島漁業集落活動促進計画に即し、漁業集落単位で集落協定を締結し、市町の承認を得る。	集落協定に基づき、漁業の生産性の向上や生産物の付加価値向上等により、不利な条件にある離島の漁業が再生されるような次の活動が対象となる ①漁場の生産力の向上に関する取組 ②創意工夫を活かした集落の活性化に向けた新たな取組	国1/2、都道府県1/4、町1/4の負担	国→都道府県→市町村→集落		◆水産庁HP http://www.jfa.maff.go.jp/ritou/top.htm	

農林水産省				遊休農地再生支援事業	地域の実情を踏まえた遊休農地の多様な活用を促進するため、多様な主体が遊休農地を活用するための土地条件整備や援農ボランティア活動などの事業に対して助成。	◆対象事業 (1)遊休農地を活用して農業生産活動を行う際に必要となる土地条件等の整備(客土、整地、農道整備等)。 (2)遊休農地を活用して市民農園を開設する際に必要となる土地条件(市民農園の区画、客土、整地等)及び附帯施設(農機具、収納施設、休憩施設等)の整備。 (3)遊休農地の復旧を行う場合に必要となる作業機の借上げ及び器具類の購入。 (4)遊休農地の解消・再活用に係る実践活動の開始及び再活用農地の継続的な利用を確保するために必要な調査・調整活動等。 (5)援農ボランティアによる遊休農地の解消・再活用を促進するための活動(ボランティアの募集、説明会・研修会等の開催等)。 ◆対象団体:(1)(2)(3)市町、農協、公社、土地改良				採択要件 (1)(2)(3)について ・ 遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。 ・ 農業振興地域の内農用地区域(市民農園の整備に関するものを除く)で、遊休農地の他これと一体的に整備することが必要な隣接農地を含む。 (4)(5)について ・ 遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。	◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/06002.htm	
厚生労働省				へき地診療所施設整備事業	無医地区等において診療所を整備することにより、地域住民の医療を確保する。	ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4 kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して(通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で)30分以上要するものであること。 イ 離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域で、かつ、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。 ウ 上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣	助成内容:へき地診療所として必要な診療部門(診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)、医師住宅及び看護師住宅対象地域					
総務省				集落移転事業(過疎地域集落再編整備事業)	人口の著しい減少、高齢化の進展等により、その基礎的条件が著しく低下した集落を、基幹集落等に移転するために必要な経費を助成する。	◆対象経費 ア 移転の円滑化に要する経費、団地造成費、移転先住宅建設等助成費 イ 生活関連施設基盤費、産業基盤施設整備費 採択要件 (1)次のア～ウのいずれかの条件を満たす集落であること。 ア 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。 イ 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。 ウ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。 (2)全体として移転戸数が5戸以上であること。 (3)各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。 (4)移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において	◆補助対象限度額:移転1戸当たり6,144千円 ◆補助率:1/2以内				◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/11002.htm	
総務省				定住促進団地整備事業(過疎地域集落再編整備事業)	地域における定住を促進するための住宅団地を造成するために必要な経費を助成する。	◆対象経費:団地造成費、生活関連施設基盤費、産業基盤施設整備費(但し、分譲を目的とする場合、団地造成費を除く) ◆採択要件 (1)地域における定住を促進する住宅団地を整備するものであること。 (2)5戸以上が団地を形成すること。	◆補助対象限度額:1戸当たり3,877千円 ◆補助率:1/2以内				◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/11003.htm	
総務省				季節居住団地整備事業(過疎地域集落再編整備事業)	漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成するために必要な経費を助成する。	◆対象経費:団地造成費、生活関連施設基盤費、産業基盤施設整備費(但し、分譲を目的とする場合、団地造成費を除く) ◆採択要件 (1)交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 (2)移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。 (3)全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること。	◆補助対象限度額:1戸当たり4,738千円(但し、当該団地において高齢者のコミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877千円) ◆補助率:1/2以内				◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/11004.htm	
国土交通省				地域づくりインターン事業(若者の地方体験交流支援事業)	地域づくりに熱心な取り組みを行っている地域に、国土交通省が大学生や大学院生を中心とした20歳から35歳までの三大都市圏に居住する若者を体験調査員として派遣して、地域で進められている地域づくり活動や、地域産業の体験、地域住民との交流などに参加してもらい地域	◆対象:原則市町。 ◆採択要件:市町が提出する受入希望調書を基に決定					◆体験調査員数:原則、一団体2名 ◆受入期間:2週間～1カ月程度 ◆受入時期:7月中旬から9月まで ◆プログラム:地域づくり活動への参加や地域産業を体験	◆国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/g2_1.html

水産庁				漁業集落環境整備事業	1978	漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進するための、集落道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、地域資源活用基盤施設、緑地・広場施設、環境改善施設のための用地等の整備を行う事業。また、漁業集落施設の改築、水産飲雑用水施設の改築を行う事業。	◆採択条件：1. 漁業依存度が高く、今後の漁業の振興を図ることが適当な集落。 2. 事業の実施につき漁業者、住民、市町村等の意欲が高いこと。人口規模が300～5,000人（漁業集落排水施設整備は100～5,000人）、但し、辺地、過疎、山村、離島については、50～5,000人。漁業依存度又は漁家率が第1位。全体事業費が3千万円以上。 3. 漁業集落排水施設整備については、水質汚濁の防止を図る必要が高い水域に面する集落。	10分の5以内（ただし、汚水処理施設については、県費補助1%以内及び下水道事業債等償還基金交付金9%以内）				◆広島県HP http://www.pref.hirosima.jp/chiiiki/chisui/seido2006/nourin/067.html
農林水産省				中山間地域農村活性化総合整備事業	1990	地域住民の参加と創意工夫を土着した農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を一体的に行い、地域の立地条件を生かした農業と活力ある農村づくりを促進することが目的。						◆宮城県HP http://www.pref.miyagi.jp/noutiseibi/syokukai/nenhyou/hyouy.htm
農林水産省				特定農山村総合支援事業		◆特定農山村地域市町村活動支援事業：中山間地域振興基金を設置し、これを原資に以下の活動を実施①新たな農作物定着化促進、アグリビジネスの企業・経営の安定化等②新規就農者、後継者等担い手の育成、及び農林業振興第3セクターの設立③地域資源を活かした都市農村交流の促進④地域資源のリサイクル、景観植物栽培、山里整備、伝統文化の継承 ◆特定農山村地域都道府県支援事業：県の事業実施市町村に対する指導助言等。	特定農山村地域のうち、市町村事業については①事業主体：平成10年度以降に都道府県知事の承認を受けて農林業等活性化基盤整備計画を新たに作成または変更した市町村、もしくは、本事業の開始までの間に都道府県知事の承認を受けて基盤整備計画を新たに作成又は変更することが確実と認められる市町村 ②事業内容：地域の活性化のための高収益性・高付加価値型農業への取り組みを必須とする。都道府県事業については、特定農山村地域活動支援事業実施市町村をはじめとする中山間地域の市町村に対し、地域興しマイスターを活用した支援指	21億円（平成15年度）	◆都道府県事業：国→都道府県（事業主体） ◆市町村事業：国→都道府県→市町村（事業主体）	特定農山村法		◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/www/jigyoku/kk/shin-kou/nouson07.pdf
林野庁				林業構造改善事業		業総生産の増大・林業生産性の向上・林業従事者の所得の増大を目的として、小規模林業経営の規模拡大・林業経営の基盤の整備拡充・近代的な林業施設の導入等、林業構造の改善を総合的に推進する事業。			林野庁→都道府県→市町村	林業基本法		◆林野庁HP http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/sesaku/syokukai/rinkou/rk-top.html
農林水産省				農村コミュニティ再生・活性化支援事業	2006	農村コミュニティの再生・活性化に向けた、NPO法人等の民間団体主導の取り組みを国が直接支援。 ◆異業種連携の推進：①異業種連携の推進（農村資源を活用した地元企業の事業拡大、新分野に進出等にむけた気運の醸成、調査・検討等）②多様な主体による地域連携活動の推進③その他（地域産業集積に向けた企業誘致等） ◆都市から農村への定住等の促進：①定住や長期滞在の促進法策定、定住者を活用した集落の活性化方策の検討②定住支援体制の構築③定住促進活動の実施④定住者による地域文化活動や農あるくらしの実施等のための体制整備⑤新規住民の企業を促進するための体制	NPO法人、農協、土地改良区、その他農業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体等	補助率：1/2以内				◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/nouson/community/shiryu1.pdf
農林水産省				新山村振興等農林漁業特別対策事業	1999	山村地域の振興を一層促進するため、地域の基幹産業である農林水産業の活性化を図るとともに、歴史・伝統文化・自然環境等地域固有の特性を活かした市町村等の自主的取組を支援することにより、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興等個性ある地域づくりを推進する。(1)地域産物の販売増加、(2)定住人口の確保、(3)山村と都市住民との交流人口増加、(4)耕作放棄の防止を目的に、創意工夫した個性ある地域づくりを推進し、農山漁村の活性化を図るため、山村地域の重要な産業である農林水産業の振興に必要な、地域条件に即した施設整備を行う。	◆対象地域：・山村振興法に基づき指定された振興山村地域、過疎地域自立促進特別措置法に基づき指定された過疎地域、半島振興法、離島振興法、特定農山村法に基づき指定された地域、その他 ◆対象団体：市町、都道府県、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、第3セクター、PFI事業者等、農林漁業者	補助率…国費：事業費の1/2以内、県費：事業費の1/10以内			対象メニュー：(1)農林水産業の振興（農林水産物直売所、農林水産物処理加工施設等） (2)新しい地域産業の振興（地域資源活用技能習得施設【U・Jターン者受入促進】） (3)山村・都市交流促進（地域資源活用総合交流促進施設、体験農園施設等【グリーンツーリズム促進】） (4)文化教育の増進（子供等自然環境知識習得施設等【体験学習施設】） (5)里地棚田・林地・自然景観の保全 (6)生活環境の向上 (7)高齢者・女性対策の推進 (8)先進的な施設等整備 (9)山村振興等地域再生の推進事業（施設の効果発揮促進対策【ソフトメニュー】）（マーケティング・地域資源等の調査研究、地域特産品等の開発、人材の育成等）	◆兵庫県HP http://web.pref.hyogo.lg.jp/af08/af08_000000003.html
農林水産省				豊かなむらづくり表彰事業	1979	◆選賞対象 (1)「むらづくり」の主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでを活動範囲とする集団又は組織。ただし、コミュニティ機能の強化や形成に資すると判断される場合は、市町村の区域を越える集団等も可能。 (2)内容は、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化など幅広い総合的な活動。	補助金等の交付はないが、選賞された地区については、「豊かなむらづくりをめざして」（優良事例集）を作成し、関係機関、関係団体に頒布したり、ホームページで紹介するなど、むらづくり活動の普及、奨励を図っている。			「農林水産祭」の表彰行事の「むらづくり部門」として行われている。ほかに、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産及び水産の6部門がある。	◆中四国農政局HP http://www.chushi.maff.go.jp/nouseikyoku/muradukuri/index.htm	

農林水産省			土地改良事業地区営農推進優良事列表彰(全国表彰)	1992	国営土地改良事業地区のうち、畑地かんがい、農地開発等の畑作を中心とする事業地区において、事業の実施を契機に土地改良事業により整備された土地基盤、土地改良施設等を有効に活用しつつ、生産対策、販売対策、地域振興等に積極的に取り組み、安定した営農の定着が進んでいる事例に対して表彰を行い、土地改良事業地区における農業経営の安定促進、及び土地改良事業の円滑な促進に資することとして実施する。	◆表彰の対象:事業により整備された水田、畑等の農業生産基盤を有効に活用しつつ、創意工夫を凝らした農産物の生産・販売、生産組織や後継者の育成等に積極的に取り組み、農家経営の安定化を図っている先進的な事例。				全国表彰の他に、各地方局においても表彰が行われる。その場合、国営及び県営の土地改良事業地区における営農推進の優良な事例を対象として、関係団体及び農家が表彰される。	◆東北農政局HP http://www.tohoku.maff.go.jp/noson/signenka/yuryojirei.html
農林水産省			中山間地域総合整備事業		農業生産基盤整備、農村生活環境整備、交流基盤整備等。 農業の生産基盤の整備を中心しつつ、農村の生活環境基盤の整備を総合的かつ一体的に実施。	◆事業実施主体:都道府県、市町村 ◆事業対象地域 ①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村 ②農業生産基盤整備を実施する地域にあつては、林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上であること	◆補助率:内地・北海道55%、離島80%、奄美70%、沖縄75% (平成16年度予算額:国費 53,715百万円)				◆内閣府大臣官房中心市街地活性化担当室HP http://chushinshigaic.go.jp/support/H16_3/nousui(H16).htm
農林水産省			農村振興総合整備事業		地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	事業実施主体:都道府県、市町村等 事業対象地域:農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域の区域 事業内容:農業生産基盤整備、農村生活環境整備	補助率:50%(沖縄2/3、奄美52%) 平成16年度予算額:国費 13,936百万円				内閣府大臣官房中心市街地活性化担当室HP http://chushinshigaic.go.jp/support/H16_3/nousui(H16).htm
農林水産省			美の里づくりコンクール	2005	国民共通の財産である美しい、農山漁村を守り、育て、次の世代に継承していくために、地域の創意工夫を活かした農山漁村の景観づくりの優れた取組事例を表彰し、これら農山漁村の美しい景観とその保全・形成の取組を全国に広める。	農山漁村の美しい景観を生み出す活動や取組をしている団体(複数団体の共同も可)				農林水産省、オーライニッポン、(財)農村開発企画委員会が主催。	◆(財)農村開発企画委員会HP http://www.rdpc.or.jp/binosato-kon/h18binosato/index.html
林野庁			森林居住環境整備事業		山村と都市の共生・対流を図り、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境(フォレスト・コミュニティ)を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となる骨格的な林道等の整備を総合的に実施することにより、森林を基軸とした居住環境の整備を推進する。	◆事業主体:都道府県、市町村、森林組合等 ◆対象事業:①フォレスト・コミュニティ総合整備事業(森林活用基盤整備)②フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業(居住環境基盤整備、居住地森林環境整備)	◆補助率:森林整備等3/10、林道整備・施設整備基本補助率50/100 ◆平成16年度予算額:33,181,00				◆オーライ!ニッポンHP http://www.kyosei-tairyu.jp/sesaku/sesaku2/nourin/rin05.html
農林水産省			e-むらづくり計画	2003	◆概要:現在取り組まれている農林漁業・農山漁村の情報化に関するハード・ソフトの各種施策を、関係府省との連携も含め有機的繋がりをもたせて効果的に実施するため、農林水産省が策定するIT施策の柱として位置づけられる。 ◆本計画を受け、総合的な計画の下で情報化に取り組む市町村は、農産漁村の情報化に関する基本計画として「e-むらづくり地区計画」を策定。 ◆農林水産省はこうした市町村の取り組みに対しハード・ソフトの各種施策で重点的に支援を行うことにより、農産漁村の情報化モデル先進地区を作り、その効果を全国に波及させることを目指す。	◆対象:本計画を受け、総合的な計画の下で情報化に積極的に取り組む市町村等を対象に「e-むらづくりモデル地区」を育成。その成果をもって情報化の推進による農山漁村の活性化を全国的に展開。			◆「食」と「農」の再生プランの柱である「都市と農山漁村の共生・対流」を進める具体的な措置の一つとして位置付け。	「e-むらづくり地区計画」を支援する農林水産省の主要施策 ◆農林水産省統計情報総合データベース ◆農業経営IT活用支援推進事業 ◆経営支援情報化施設整備事業 ◆新グリーン・ツーリズム総合整備事業のうち グリーン・ツーリズムセンター確立事業 ◆農村振興支援総合対策事業のうち情報基盤整備事業 ◆農村振興支援総合対策事業のうち農村振興地理情報システム整備事業 ◆水産業振興総合対策事業のうち	◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20030709press_2b1.pdf ◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20030709press_2.htm
農林水産省			「食」と「農」の再生プラン	2002	◆趣旨:「食」の安全と安心の確保に向けた改革に真剣に取り組む、また、「食」を支える「農」の構造改革を加速化するとともに、併せて、人と自然が共生する美の国づくりを進める。①食の安全と安心の確保(消費者第一のフードシステムを確立)②農業の構造改革を加速化(意欲ある経営体が躍進する環境条件をつくる)③都市と農山漁村の共生(人と自然が共生する美の国づくり)						◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/saisei_plan/saisei_plan.htm

農林水産省			むらづくり維新	2002	◆目的:「都市と農山漁村の共生・対流」「新たな集落づくり」 ◆むらづくり維新プロジェクトの推進:①むらづくり基盤整備事業 ②連携事業 ③関連事業		◆中長期的な視点に立ち、当面の5ヶ年(平14～18年度)を第1期対策として全国500地区程度において総事業費6000億円程度をもってむらづくりの拠点を整備。		◆関連事業:①むらづくり基盤整備事業;農村振興総合整備事業(美しいむらづくり総合整備事業含む)(農村振興局)、中山間地域総合整備事業(農村振興局)、元気な地域づくり交付金(農村振興局)、森林づくり交付金(林野庁)、強い水産業づくり交付金(水産庁) ②連携事業等;元気な地域づくり交付金(農村振興局)、農村振興総合整備事業(農村振興局)、強い農業づくり交付金(生産局、経営局)、強い林業・木材産業づくり交付金(林野庁)、強い水産業づくり交付金(水産庁) ③関連事業:田園整備事業(農村振興局)、農業集落排水事業(農村振興局)、森林居住環境整備事業(林野庁)、漁業集	◆「新たな視点」:①都市住民の期待に応え、惹きつけるという「対流」という視点からむらづくりを推進。②集落機能を適切に発揮するため、現在の集落を越えた体制作りを促す。③国土交通省、総務省等の関係府省との連携を強め、効率的で総合的な農山漁村振興作とする。④地域の整備状況を踏まえ、個性的で効率的な地域作りができるよう選択の自由度の高い事業とする。	◆農林水産省HP http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/home/sub/muradukuriisn.htm
農林水産省			ふるさと水と土ふれあい事業		農業の生活条件が不利で、「過疎化」、「高齢化」が進行している中山間地域において、中山間ふるさと・水と土保全対策事業と連携し、土地改良施設及び農地の多面的機能の維持保全を図り、地域活動の活性化や都市との交流を図るためのハード面の整備を実施する。 1 計画策定事業 (1) 計画策定事業 (2) 情報収集提供事業 (3) 手づくり施設ふれあい保全事業 (4) 特認事業 2 保全整備事業 (1) 土地改良施設保全事業 (2) 土地改良施設周辺環境整備事業 (3) 農地保全事業 (4) 農地周辺環境整備事業 (5) 歴史的遺産保全事業 (6) ふれあい保全活動促進施設整備事業 (7) 手づくり施設整備事業	【採択要件】 ・過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村であること。 ・事業計画内容が当該市町村の地域住民活動の促進に資するものであること。 ・農業生産・農村生活環境の保全を図る上で必要不可欠な土地改良施設または農地を対象としていること。			◆事業の沿革 平成5～8年度 ふるさと水と土保全モデル事業 平成9～14年度 ふるさと水と土ふれあい事業 平成15～16年度 里地棚田保全整備事業 平成17年度～ 元気な地域づくり交付金	◆農林水産省HP「農村の地域資源の課題と対応」 http://www.maff.go.jp/www/council/counsel_cont/nouson_sinkou/tiikisigen_kenkyu/3/siryos5.pdf ◆福島県HP http://www.pref.fukushima.jp/nosonkankyo/noukan/fureai/Fureai.htm	
	宮城県		豊かなふる里保全整備事業	2004	◆目的:農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かな魅力ある農村づくりに資するため、国庫補助事業を補完しながら、米政策改革の推進と地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興等を目的として、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤・農村環境基盤・農村交流基盤の整備を総合的に実施する。①むらづくり総合計画の策定 ②農業生産基盤整備 ③農村環境基盤整備 ④農村交流基盤整備 ⑤特認事業	◆採択基準:①農業生産基盤整備を行うものについては、事業工程毎の受益面積が1ha以上で、総受益面積が5ha以上、受益戸数が2戸以上 ②農業生産基盤整備を行うものについては、関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められる。③総事業費が1,500千円以上50,000千円未満で、工期が3か年以内 ④むらづくり総合計画並びに実践活動合意書の策定を確実に行うと認められる。⑤事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成する。	◆補助率:事業主体…市町村のとき 県40%、市町村60%。改良区等のとき 県40%、市町村20%以上、改良区等40%以上			◆宮城県HP http://www.pref.miyagi.jp/muradukuri/h_seikat/07/index.htm	
	(茨城県)	(財)茨城県農林振興公社	地域興しマイスター		中山間地域で地域興し活動に取り組んでいる団体や各種組織に対して、地域興しマイスターを派遣して活動の手伝いをする。	特定農山村地域の市町村及び地域			茨城県の特定農山村地域において、地域活性化活動を行う団体や各種組織が、地域の農業改良普及センターあるいは市町村を通じて茨城県農林振興公社に申請すれば地域興しマイスターの派遣・支援が受けられる。	◆(財)茨城県農林振興公社HP http://www.ibanourin.or.jp/norinweb/05okoshi/mystar.htm	
	群馬県		群馬県過疎地域自立促進計画		県が過疎地域の町村に協力して講じようとする措置の計画を定めたものである。				過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第7条の規定に基づく。	◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422	

	群馬県		ぐんまの山村フェア	山村の自然・文化・産業の紹介を通じて、ぐんまの山村の素晴らしさを周知し、都市住民に対して山村の魅力・役割等への理解を促すとともに、都市と山村との相互交流の機会を創出することで、山村地域の更なる活性化を図る。 [内容] ・地域別展示コーナー(名所、史跡、温泉、滞在施設等) ・伝統工芸の製作実演 ・郷土芸能披露				群馬県過疎地域自立促進計画		◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県		ぐんまの山村体験学習推進事業	山村の機能を活用した体験学習は、都市部に生活する子ども達の心の教育に大きな効果があると認識されていることから、県内でも各市町村において積極的に推進されている。 「ぐんまの山村」を首都圏に発信すること等によりこれら活動を積極的にPRし、誘客することにより山村の活性化を図る。 [内容] ・モデルコースの設定						
	群馬県		利根川水系上下流交流	過疎化、高齢化、林業の低迷による森林の荒廃などの本県の水源地域が抱える諸問題を利根川水系全ての人々に理解してもらい、水源と水を育む森林の保全に積極的に協力してもらう。 [内容] ・本県と東京都の住民の交流(ダム見学、間伐体験、自然観察会、植林体験) ・啓発活動(ホームページ運営等)						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県		グリーン・ツーリズムビジネス育成	グリーン・ツーリズムの推進により山村地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズム普及のための各種事業を展開する。 [内容] ・グリーン・ツーリズム体験フェアの開催 ・グリーン・ツーリズム研究大会の開催 ・グリーン・ツーリズムキャラバン、シンポジウム等の開催 ・その他、市町村等との連携のもと、県内外でぐんまのグリーン・ツーリズムをPRする。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県		農村振興総合整備統合補助事業	農地や農業用水、自然や景観、歴史や文化等の地域資源を活用して、活力と個性ある地域づくりを進めるため、農業生産基盤整備の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。						
	群馬県		中山間地域総合整備事業	農業の生産条件が不利な中山間地域を対象に農業生産基盤の整備と農村環境整備の整備を総合的に実施する。 ・高付加価値型農業を確立するための生産基盤及び施設用地の整備 ・土地利用型農業の生産性向上のための生産基盤の整備 ・生活環境の向上のための生活環境整備						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県		田園空間整備事業	農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、ほ場整備により優良農用地を確保しつつ伝統的農業施設や農村景観等の保全事業を実施する。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県		田園自然環境保全整備事業	多様な生態系や景観等農業・農村の持つ多面的機能の維持保全を行う。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県		里地棚田保全整備事業	中山間地域の里地や棚田が有している水源かん養機能、環境保全等、多面的機能を維持保全するため地域条件に即した簡易な農業生産基盤の整備を進める。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県		元気な地域づくり交付金(旧新山村振興等農林漁業特別対策事業)	農林漁業振興、就業所得機会創出、山村・都市交流促進、自然景観保全推進、定住促進生活環境整備、高齢者・女性等生きがい発揮促進に関する事業	1振興山村 2過疎地域 3特定農山村地域 4上記の準ずる地域					◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422

	群馬県			強い林業・木材産業づくり交付金事業	◆林道、作業道等の基盤整備 ◆担い手確保条件整備のための作業環境施設等の整備等					財政力指数が0.35以下の場合	◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			森の恵み・きのこの里整備事業	特用林産物の振興を図るため、生産・出荷施設整備等に対する助成を行い、産地体制の整備を進める。	構成員3名以上の団体を対象とする。					◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			森林整備地域活動支援交付金	森林整備の実施に不可欠な森林の現況調査や歩道の補修などの地域活動に対して交付金を交付し、森林の整備を支援する。	1)対象森林 森林施業計画の認定を受けた森林(30ha以上のまとまりを有する森林)で、 ・35年生以下又は、一定の条件を満たす36～45年生の人工林 ・除伐等の保育作業を実施した60年生以下の天然林 (2)対象者 森林施業計画の認定を受け、市町村長と協定を締結した森林所有者等 (3)対象行為 ・@森林の現況調査 ・A施業実施区域の明確化				◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422	
	群馬県			地場産業活性化総合支援	地場産業の総合支援:地場産業の商品企画力の向上や販売力の強化、県内産原材料を使用したブランド化などを総合的に助成する。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			マーケティングアドバイザー制度	地場産業関連企業等の商品企画力・販売力の強化のため、マーケティングの専門家を派遣し、その謝金・旅費の一定額を県が負担する。					1企業5日以内。	◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			県ふるさと伝統工芸品指定・振興事業	県ふるさと伝統工芸品指定・振興事業						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			地域住民ふれあい活動事業費補助	地域住民自ら主役となって、地域リソースを活用し、地域の特性を活かした「助け合い・支え合いのネットワークづくり」に取り組む事業に対し補助する。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			群馬県シルバー人材センター等事業費補助	高齢者の就業対策及び生きがい対策を推進するミニシルバー人材センターの運営費について補助を行う。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			一郷一学「学」づくり補助	「一郷一学」運動の推進に必要なソフト事業に係る経費について補助する。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422
	群馬県			地域資源活用ふるさとづくり支援事業費補助金	山村を支える人々の生活を守り、誇りと自信に満ちた地域づくりと地域の自立に向け、地域資源を活用した施設整備等を支援する。 適債事業や他の助成を受ける事業を除く。						◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENT_S_ID=4422

	群馬県		地域興しマスター		地域興しマスターとは、農業農村等の地域活性化に関わる分野から幅広く選定された専門家で、グリーン・ツーリズムの推進など、農業農村や中山間地域等の地域興しを支援するのに必要な知識・技術・経験を有しています。地域の要請に基づいて県が派遣し、必要な支援や助言、調査・研究等を行う。 また、地域興しマスターに登録されている者以外の者でも地域の要請に応じ、県が派遣し、必要な支援等を行う。		市町村が派遣要請元の場合は、原則として派遣に必要な経費は市町村負担となるが、本制度が普及するまでの当分の間は、県の全額負担でマスター等の派遣が受けら				◆群馬県HP http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalService/tjsessionid=8CD1715773E5A91529B3518C1F39EEC3?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=2400
	栃木県		「わがまち自慢」推進事業	2006-2008	協働して地域の多様な資源を活かした活動を行う地域づくり団体及び市町村に対して、交付金を交付することなどによる支援を行う。	事業主体：市町村及び地域づくり団体(間接交付) 対象事業：住民及び市町村が発案し実施する地域づくり事業(ソフト・ハード事業)を市町村のまちづくりの考え方のもとに1つのパッケージとしたもの					◆栃木県HP http://www.pref.tochigi.jp/project/mytown/mytown.htm
	新潟県		ニューにいがた里創プラン	1994	里創プランは、住民の日常的な生活圏である広域市町村圏を基本的な単位として構成市町村が一体になって個性的なプロジェクト(ハード、ソフト併用)を展開することにより、広域連携と地域活性化の起爆剤を目指すものであり、次のような基本的な視点に立脚するものである。 ① 統一コンセプトに基づき、地域の魅力を活用:地域に存在する多様な資源(自然、歴史、文化、産業等)を調査、分析し、統一的なコンセプトのもとに資源や人材を活かしたプロジェクトとする。 ② 市町村の広域的な連携:広域的な地域経営の視点に立ち、市町村相互の人材や財源、各種施設を効率的に活用するとともに、広域的連携、機能分担を進める。 ③ 住民の主体的な参画:計画策定の検討段階から住民や有識者に加わってもらい住民の意向を十分に反映させ、真の豊かさに向けた地域づくりプロジェクトとする。 ④ 実効性のあるプロジェクト:本プロジェクトは、地域の個性を活かし、住民にとって誇りとなりうるもので、広域行政組合事業、市町村事業及び民間事業等を効果的に組み立て、着実に事業効果の発現が見込まれるものとす				具体的事業として、①越後妻有アートネックレス事業(十日町地域:1市4町1村)②阿賀ライン交流圏(五泉地域:1市3町3村)③妙高四季彩博物園(新井頸南地域:1市2町2村)④都岐沙羅ふれあいのまち(岩舟地域:1市町4村)⑤スマート・リンク・プラン(柏崎地域:1市2町1村)⑥「妃奈川姫の里」変身劇場(糸魚川地域:1市2町)		◆新潟県HP http://www.pref.niigata.jp/chiikishinko/murakami/kikakushinko/risoplan/pdf/risoplan_pamf_1.pdf ◆NPO にいがた奥阿賀ネットワーク HP http://www.okuaga.jp/risou.htm
	(新潟県)	山北町	魅力ある集落づくり事業	1989	集落の自然、伝統文化、生業などの「地域資源」を、そこで暮らす人々が主人公となり「いかし、磨き上げ」創意工夫により実践する事業として「魅力ある集落づくり事業」を平成元年度から行っている。 この事業の視点: ◇“ありありづくし”の意識改革 ◇ありのままの集落で普段着の発想 ◇等身大で自給自足の再生 魅力ある集落づくり事業は、平成元年に策定された山北町観光開発基本計画を具現化する取り組みとして、「海、山、川の恵まれた自然、地域固有の伝統文化、魅力ある人や技を活用しながら、住んでいる人たちの手でその地域を光り輝かせていく」ことを基本理念とした。	事業の取り組みは、四十八の集落ごとに委員会を組織して、まず集落の光(資源)の掘り起しから始まり、計画策定、そして実施へと進められた。事業は、集落表示看板の設置、ミニ公園などのハード事業や交流イベントの開催など、多彩な内容となったが、基本になったのは「みんなの手作りで、等身大の事業を実践する」ことだった。			平成元年に策定された「山北町観光開発基本計画」を具現化する取り組みとして。	こうした集落づくり事業から発展して、新たな起業への取り組みも始まっている。魅力ある集落づくり事業は、十五年以上を経過し、その成果によって来訪者が増えている半面、集落間の意識格差が生ずるなど、過渡期を迎えており、いま一度原点に立ち返って見直していく必要がある。	◆新潟県山北町HP http://www.town.sanpoku.niigata.jp/syuuraku/syuuraku04-1.htm ◆(財)地域活性化センターHp「月刊地域づくり」 http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/0510/html/t19.html
	(新潟県)	長岡市	ながおか「活き活き集落づくり」特区		都市農村交流の促進や交流機会の充実を通じて、多様で、かつ新たな農業・農村の担い手づくりを進め、地域資源の保全と活用の促進、地域経営の多様化につなげ、農業・農村の活性化を実現する。このため、中山間地域や市街地周辺の介在農地等、遊休化や耕作放棄化の進行が懸念される農地の多面的な利用を促すこととして、特定法人等の農業参入機会の拡大、市民農園の開設等を集落の活性化を促すために、集落が実施するソフト事業に対し補助金を交付。集落づくり補助金 ①集落交流の場づくり事業(集落全員を対象として交流会、そば祭り、バーベキュー大会、納涼会等) ②文化づくり事業(講演会、集落の歴史を学ぶ会、集落史の発行、集落の伝統芸能及び文化の継承等) ③環境づくり事業(社会奉仕、草取り及び水路清掃(従来の集落事業分は対象外)、環境保全活動等) ④ふれあいの場整備事業(空家等の集いの場への改造等) ⑤共同整備推進事業補助金(集落等(集落に関わる任意の団体も含む)独自の創意工夫によって、地域環境を手作りで整備するときに、必要な原材料の75%を補助)	長岡市の一部の区域(太田地区、大積・宮本地区、関原地区、長岡地区)			◆農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ◆市民農園の開設者の範囲の拡大が規制の特例措置として適用される。	◆首相官邸HP http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/050328/dai7/034.pdf	
	(新潟県)	刈羽村	集落活性化支援事業補助金		①地域未来システム:中山間地域で新たな地域づくりを進めていくため、地域住民自ら地域ビジョンを作るとともに、実現のため住民と行政とのパートナーシップの中で地域の未来を創造していく仕組み作りをする。 ②多様な交流・連携システム:地域ビジョンの実現によって地域を活性化していくために、中山間地域と都市地域の多様な交流・連携を進め、健康的でゆとりのある暮らし作りを支える。 ③定住促進システム:中山間地域に魅力を感じ、定住したいという人を増やすため、暮らしや就農の支援、産業					◆新潟県刈羽村HP http://www.vill.kariwa.niigata.jp/benricyou/service-naiyou/syurakuhojyokin.htm	
	新潟県		緑の山里・いきいき夢プラン事業	2001-2010			総事業費:37,612千円(平成16年度当初予算) ①17,775千円(平成16年度) ②11,644千円(平成16年度) ③8,193千円(平成		平成15年度末現在:地域ビジョンモデル地区策定集落132(最終目的の42.6%)、定住促進に取り組む市町村数(中山間地域市町村の46.6%)	◆財団法人東北産業活性化センター http://www.ivict.or.jp/books4/pdf/3-all.pdf	

	長野県			コモンズ支援事業	2004	「未来への提言・コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、市町村、広域連合及び一部事務組合並びに公共的団体等が行う事業に対して、予算の範囲内で信州ルネッサンス革命推進事業支援金(以下「コモンズ支援金」という。)を交付する。	◆支援対象:市町村、広域連合、一部事務組合公共的団体等(県内に事務所を有する公共的活動や地域づくり活動を行うNPO、協議会等) ◆支援事業:(安心・安全な暮らしの支援、地域交通の確保、県境地域等の活性化、やさしいまちづくり、健康な暮らしの応援、美しいまちづくり、魅力ある観光の創出、コモンズビジネスの支援、ゆたかな森林づくり、協働型のむらづくり、特色ある学校づくり、その他の地域活性化)の中で、①先駆的でモデル性が高く、かつ、他の地域への普及が期待される事業 ②事業効果が広域市町村圏を越えて広範に及ぶものと認められる事業 ③県が実施する事業と同様の目的を有する事業で、当該目的の推進に			「未来への提言～コモンズからはじまる、信州ルネッサンス革命～」	「コモンズからはじまる、信州ルネッサンス」とは、地域の「大切なもの」を自分たちの手に取り戻し、守り育てていくことを通じて、ゆたかな社会を未来に向かって創り出していこうとする運動である。その中心におかれるべきは、「市民一人ひとり」であり、市民が暮らす「地域」であり、信頼と協力の絆で結ばれた「コモンズ」である。	◆長野県HP http://www.pref.nagano.jp/kikaku/comosei/comosei/rune/rune_top.htm
	長野県			個性と魅力あふれる集落づくり		農業・農村の持つ地域資源を活かした集落づくりや営農の仕組みづくりなど、農村集落の自律に向けた取り組みを支援するもの。農業者等地域住民を主体とした「むらづくり委員会など」が事業主体となって、「農の営み」を基本とした集落の自律・営農の仕組みづくり・集落の環境保全等集落の活性化に寄与する事業に対して補助した。	農政部おらのむらづくり支援チーム会議で審査の上23地区を選定	▼事業予算額:1,000千円(平成16年度6月補正) 1地区当たりの標準的な事業費は50万円とし、補助率は2分の1以内としている。				◆長野県HP http://www.pref.nagano.jp/nousei/nouson/tiiki/oramura.htm
	(長野県)	宮田村		地域づくり支援事業		地方自治の本旨である住民自治を基調として、住民が創意工夫と自主性によって、個性ある地域づくりに要する経費に対し予算の範囲で、この要綱に定めるところにより、補助金を交付する。	◆対象者:(1)地縁による団体又はこれに準ずる団体(2)その他村長が特に認める団体 ◆対象事業:次の各号に該当するもので、村の他の補助を受けていない事業とする。 (1)地域の環境整備を図る事業 (2)地域資源を活用した事業 (3)地域を支える人づくり、仕組み作りの事業 (4)地域のイメージアップのための事業 (5)その他村長が認めた事業	補助金の額は事業に要する経費の10分の10以内で、1事業当たり15万円を限度とする。ただし、事業費のうち飲食費及び人件費は除く。				◆長野県宮田村HP http://www.vill.miyada.nagano.jp/jiritu/tiikidukurisien.html
	長野県			地域発 元気づくり支援金	2007		◆対象者:市町村、広域連合、一部事務組合公共的団体等(NPO法人、地域づくりを行うグループや協議会など) ◆対象事業:自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業を対象とする。 (1)地域協働の推進に関する事業 (2)保健、医療、福祉の充実に関する事業(少子化対策事業を含む) (3)教育、文化の振興に関する事業 (4)安全・安心な地域づくりに関する事業(防災、防犯、交通安全対策等) (5)環境保全、景観形成に関する事業 (6)産業振興、雇用拡大に関する事業 (7)その他地域の元気を生み出す地域づくりに資	支援金の交付額 (1)道路、水路、建物等の建設又は改修、1件10万円以上の備品の取得などのハード事業 3分の2以内 (2)ソフト事業 (ハード事業以外) 10分の10以内		平成17年度から実施しています「信州ルネッサンス革命推進事業支援金(コモンズ支援金)」は廃止され、平成19年度からは「地域発 元気づくり支援金」が創設されます。	◆長野県HP http://www.pref.nagano.jp/soumu/shichoson/genki/genkisienkinbosyu.html	
	(長野県)	小谷村		集落起業事業	2005-2006	集落ごとの課題の解決と集落活性化のため住民全員参加による事業を起こすため支援する。役場職員が担当制で集落に配置し、村の考え方や施策を説明した上で、集落が活性化するための課題を探り、住民がこの課題解決のため直結した事業を実施する。	小谷村の52集落	◆活性化活動の1/2若しくは15万円限度として支援する。 ◆資材等に要する経費として1件50万			◆長野県小谷村HP http://www.vill.otari.nagano.jp/mura/gyosei/komonzu/itupan/syuraku.htm	
	福島県			福島県地域興しマイスター派遣等指導事業		中山間地域活力の維持・活性化を図るために活動をしている中山間地域のグループ等に対して、地域資源の生かし方を実践的に指導・助言する地域興しマイスターを派遣し、中山間地域の活性化を図ろうとする事業。	派遣対象:①活動基盤となる地域の全部または一部が中山間地域等②活動基盤となる地域に賦存する資源を活用して新たな所得の確保を目指すとする組織③活用する資源及びその活用方策についての基本的な整理がなされている。	地域興しマイスターの派遣に要する費用のうち、謝金及び旅費については、予算の範囲内で県が負担。現地での指導に要する材料費、その他経費については派遣を受ける組織が負担。		地域興しマイスターの分野①経営②加工③流通④工芸⑤文化⑥景観⑦交流⑧その他知事が必要と認める分野	◆福島県HP http://www.pref.fukushima.jp/nosanson/kataryoku/tokuno/ ◆福島県HP「福島県地域興しマイスター派遣等指導事業実施要領の運用について」 http://www.pref.fukushima.jp/nosanson/kataryoku/tokuno/outline.pdf	
	埼玉県			埼玉県中山間地域ふるさと基金条例	1995	農地の機能を良好に発揮させ、並びにその土地改良施設及び農地の利用に係る地域住民の共同活動の活性化を図るために要する経費の財源に充てるため、埼玉県中山間地域ふるさと基金(以下「基金」という。)を設置する。	中山間地域(山村振興法の規定により指定された振興山村を含む市町村の区域)、過疎地域活性化特別措置法に規定する過疎地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律規定する特定農山村地域を含む市町村の区域をいう。				◆埼玉県HP http://www.pref.saitama.lg.jp/A06/BZ00/c_husankan/kikinjurei.htm	

	神奈川県		神奈川県中山間地域等農業活性化支援事業	2000-2004	平地と中山間地域等の農業生産条件の格差を考慮して、10アールあたりの交付単価が設定されている。 ◆農業生産活動として取り組む行為(必須事項) ・耕作放棄の防止活動 ・農道や水路の管理 ◆多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) ・土壌流出に配慮した営農の実施 ・景観作物の作付け ・市民農園や体験農園の設置 ・オーナー制度の導入	◆特定農山村法、山村振興法の指定地域等 対象となる農用地:農振農用地区域内で、1ヘクタール以上の一団にまとまりがある、①急傾斜な農用地②地形などの自然条件により小区画・不整形な農用地③市町村長が特に認めるもの(緩傾斜な農用地、高齢化率が40%以上の農用地、耕作放棄率が水田8%以上、畑15%以上の農用地) ◆対象者:集落での話し合いにより集落協定等を結び、5年間以上継続して耕作や農用地の保全管理を行う農業者		農林水産省→都道府県→市町村→集落	中山間地域等直接支払制度		◆神奈川県HP http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/aram.htm
	静岡県		一社一村しずおか運動	2005	一社一村運動の目的は協働活動による地域の活性化。農村の要望である「人手がほしい」「交流を増やしたい」「安定した顧客がほしい」「一緒に特産品を開発したい」と、企業の要望である「社会貢献をしたい」「社員の福利厚生に活用したい」「地域の資源をビジネス化したい」のニーズを結びつけ、協働活動を行うことで、都市と農村の交流が生まれ、地域の活性化を促進するという仕組み。(耕作放棄地の復元、農地オーナー制への参加、農村観光ビジネスでの提携等)	条件は特になし。趣旨に賛同すれば、参加可能。	県の役割 ①農村と企業の相互の情報の収集と発信 ②企業と農村の間に入り活動に至るまでの提案やコーディネート(必要に応じ)			この運動のモデルとなっているのは、2004年から韓国が国を挙げて実施している「農村愛一社一村運動」で、既に7000の企業がこの運動に参加して活動を広げており、農村地域の活性化対策として注目を集めている運動。	◆静岡県HP http://www.pref.shizuoka.jp/nousei/ns-19/issyaissan/about.html
	富山県		都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例	2003	県民の共通理解の下に交流地域活性化に関する施策を総合的かつ体系的に推進することにより、農山漁村地域の活性化を図り、もって活力ある県土の形成に資することを目的とする。 ①都市と農山漁村とが活発に交流し、かつ、相互に補完し、及び協力し合うことにより、農山漁村及び農林漁業の有する多面的機能の維持向上並びに農山漁村地域の活性化が図られること。 ②農山漁村の有する地域資源を生かした交流施設の整備等により、農山漁村における就業の場の確保及び地域住民の生活の安定向上が図られること。 ③農林漁業等に関する教育を普及することにより、農山漁村の有する多面的機能について県民の理解が深まるとともに、県民の郷土を愛する心がはぐくまれること。					◆富山県HP http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/ai00110861.html	
	兵庫県		ひょうご美しいむらづくり		地域住民自らが創意工夫により地域資源を保全・活用して地域の元気を引き出す「ひょうご美しいむらづくり」を農山漁村づくりの基本方向として位置づけ、アドバイザーの派遣などにより、住民主体の取り組みを支援し、実践地域を拡げる。 また、地域間の連携を促進し、地域資源の多様な活用など取り組みの発展や充実を図る。 平成16～18年度に、モデルとなる県下90ヶ所の集落に対して、住民の主体的な取り組みのもとアドバイザーの派遣を実施。この90集落の活動をもとに、全県的に活動を展開していき、年間30集落程度のアドバイザー派遣を進める。平成27年度(2015)には、360集落でのアドバイザー派遣などによる地域住民主体の美しいむらづくりの実践を目標とする。	県全体(①農山村の住民は、自ら描いた地域の目指す姿の実現に向けた取り組みを実践、②都市住民は、地域で実践される景観の保全などに参加③県は市町と連携し、こと地域づくりを支援し、全県的展開を図る)				下記の構成事業により、推進を図る。 ◆ひょうご美しいむらづくりアドバイザー派遣事業 集落の景観、文化等の地域資源を保全・活用する美しいむらづくり実践計画を策定・実践しようとする地域に対し助言、指導等を行うアドバイザーを派遣し、支援。 平成18年度予定:新規30集落(各集落に3回程度アドバイザー派遣) ◆実践地区ステップアップ事業 平成16,17年度実践地区等で取り組みが停滞している地区や取り組みの更なる向上をめざす地区に対し、県下のモデル集落になるための支援を実施。 平成18年度予定:12集落(各集落に2回程度アドバイザーを再派遣) ◆ひょうご美しいむらづくり啓発事業 美しいむらの価値を高め、美しいむらづくり実践集落の拡大や、実践集落の意欲の向上、むらづくりに取り組む人々の意欲の向上を図るため、コンクールを開催。 美しいむらづくりの取り組みを広く県民に広め、各地域における地域づくりの参考とし、全県的展開を推進する	◆兵庫県HP http://web.pref.hyogo.jp/af08/af08_00000010.html
	兵庫県		地域農業活性化総合支援事業	2005	集落自らがその目指す姿と実現を図る方策を、「集落農業活性化プラン」として策定し、さらにその実践活動を実施する。市町、農協、県民局等関係機関の実務者で構成される「市町支援班」が支援。 合意形成の基本は、(1)農地の管理、(2)作業、(3)農業機械・施設、(4)担い手。 みんなに共通性の高いものから合意形成を図っていき、定まった様式はないが、(1)から(4)までのそれぞれの目標と、(1)と(4)については、実践のための当面(3年間)のブ	1,000集落				「10年後に集落の中で耕作できない者が出てきたらどうするのか?」「農地を、どのような農作業管理体制で、誰が担うのか?」、さらには、「このために必要な条件整備は何か?」といった視点に立った、合意に基づく活動によって、集落の課題解決を進める。	◆兵庫県HP http://web.pref.hyogo.jp/af03/af03_00000005.html

	(鳥取県)	智頭町	日本1/0村おこし運動	1997	0から1、つまり無から有への一歩こそが建国の村おこし精神となることから名付けられている。各集落の自治を高めことによって、町の活性化を図るものである。この運動をとおして住民、集落、町が自主性、開放性をもった活気ある社会を作り出そうという試みである。町は参加集落に対して10年間の活動を支援することになっている。参加集落は全住民で参加すること、自らの責任によってボランティアで活動すること、町のアドバイザーを受け入れること、運営資金は各戸5000円の年会費、寄付金、事業収益、補助金等をあてることがきまりである。運営の基本: 1、村の誇り(宝)を創造する。(村の誇り(宝)づくり)2、住民自らの一歩による村づくりと絆づくりを行う。(住民自治) 3、村の将来を見据えた計画をつくる。(計画策定) 4、外の社会(海外や都市)との交流を図る。(国内外交流)5、村の生活・地域文化の再評価を行ない、付加価値	◆補助金交付対象: 集落振興協議会、地区振興協議会 ◆交付対象事業: 事業者が、創意と工夫により地域の特色を活かしたソフト事業で、他の補助金等の交付を受けないものとする。		町→集落		参加集落(智頭町89集落中16集落) 1997年 市瀬、本折、白坪、新田、中田、波多、早瀬 1998年 五月田、中原 1999年 上町 2000年 岩神、芦津、奥西、早野 2001年 中島 2002年 浅見	◆智頭町HP http://www.town.chizu.tottori.jp/reiki/document/main/ma0000027.htm
	鳥取県		自立支援交付金	2005	「市町村振興交付金」「中山間地域活性化交付金事業」「若者地域づくり支援事業」などの支援制度を統合一元化した「自立支援交付金」を平成17年度に創設した。この事業は、様々な「地域の自立」に向けた活動を育成支援していくため、県が市町村や集落だけでなくNPOや個人、地域、民間企業に対しても直接交付金を交付するものである。「自立支援交付金」は、従来の「中山間地域活性化交付金」に比べ、対象を個人やNPO、地域団体、民間企業などにまで広げて、各セクターの自発的な地域づくり活動を県が直接支援する形態をとっている。 また、交付対象となる具体的な事業内容も、「それぞれの分野での自立」につながると考えられる取組でソフト事業的な取組が主眼であれば、それに付随するハード整備も対象とすることができるなど、柔軟性を持たせることにより、より各地域の実情に合った取組を支援している。 この交付金は、プレゼンテーションによって審査を行い、その内容により採択が決定する。プレゼンテーションは、年3回(原則として4月・7月・9月)実施され、平成17年度は合計65件の応募があり、うち53件が採択されている。				鳥取県では、地方分権時代にあつて、市町村の主体性や独自性を発揮した地域づくりを支援するためにはやる気のある地域の取組を支援するシステムに変えていく必要があるとの考えのもと、平成13年度に中山間地域を対象とする「中山間地域活性化交付金事業」をスタートさせた。 この事業は、それまでの補助事業を廃止し、交付金の使い道を住民が自ら考え、自己責任のもと企画・実行する企画提案型の事業システムをとることにより、やる気のある地域の活性化活動を支援することを目指したものである。 設立初年度は、市町村内の集落に対する支援としての「地域振興事業」のみであったが、次年度(平成14年度)からは、これに加え市町村又は市町村が認めた団体に対しても支援する「地域創造事業」を加え、事業内容の充実を図ってきた。 この「中山間地域活性化交付金事業」の実施により、地域の活力が向上し、地域自治の芽が生まれてきたなどの成果が得られたことから、平成17年度、地域活性化を支援する他の事業と統合し、「振興、活性化」に次ぎ「自主自立」に向け支援する新たな事業として「自立支援交付金」を設立	◆文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/chiki/chousa/06051210/035.htm	
	(鳥取県)	湯梨浜町	湯梨浜町集落づくり総合交付金		地域の活性化、合併後の均衡ある住みよいまちづくりを推進するため、集落の運営費や防災活動、その他福祉活動など自主的な集落づくり活動などに対して、交付金を交付。	・集落区運営交付金: 区長等経費補助(連絡事務経費)均等割 50,000円 世帯割1,000円×世帯数 ※世帯数は当該年度の4月1日現在 年額 集落運営費 (集落の一般活動分) 2,000円×世帯数 ※世帯数は当該年度の4月1日現在 ・自主防災組織運営交付金: 均等割 5,000円 年額 訓練活動分 500円×参加世帯数×回数 回数は3回まで 上限: 90,000円 機械維持管理分 5,000円 ・納税奨励事業交付金: 納税組合設置均等割 5,000円 年額 納税奨励活動分 200円×組合員数 ・防犯灯維持管理交付金: 維持管理費 2,400円×管理灯数 ※管理灯数は当該年度の4月1日現在とする 年額 ・防犯灯設置交付金: 防犯灯設置費 (集落が維持管理するもの) 事業費×1/2 1基当り50,000円を限度 ・集落活性化事業交付金: 活性化事業 事業費×1/2			(1) 自主防災組織運営交付金の訓練活動分には、消防・防火訓練、防災避難訓練、防災・防火等に関する講習会・研修会へ出席などが該当。 (2) 納税奨励事業交付金の納税奨励活動分は、町税の納期内納付の促進活動、組合員研修会や組合長会議への出席、口座振替の推進、組合未加入者の加入促進などを2回以上実施の場合が該当。 (3) 集落活性化事業交付金は、区内道路及び側溝の清掃・美化活動、公民館の修繕作業、高齢者とのふれあい行事、伝統行事の保存活動、運動会・スポーツ大会・芸能大会・盆踊り・文化祭などの住民交流、その他活性化に有用な事業が該当。	◆湯梨浜町HP http://www.yurihama.jp/page.cgi?p=1504	

	(鳥取県)	鳥取市		むらづくり活性化特別対策事業	1997	◆目的:本市の農山漁村における兼業化、混住化並びに高齢化等の問題に対処しつつ、生産性の高い農林水産業の確立と、自主的で活力ある農山漁村の建設を目指して、地区むらづくり団体、集落、実践集団による農村地域の活性化のために各種活動、施設整備等を行う者に対し支援助成を行うことにより、農山漁村の活性化に資する。 ◆事業内容:(1)ソフト事業:むらづくり活性化構想の実現に資するイベント、都市農村交流等の事業 (2)ハード事業:①むらづくり構想の実現に資する各種施設・機械等の整備事業②むらの特産品、伝統芸能等「わが村自慢」の看板の設置事業 ※ ただし、活性化構想の策定が条件	◆事業主体:活性化構想を策定した地区むらづくり会議、集落及び5人以上で構成される団体	◆補助率:①当該事業費の1/2以内(ただし、1,000,000円が上限)②年間1事業 ◆ソフト事業について:①毎年定期的に実施するイベントについては、前年と同規模、同内容のものについては補助対象外とする。②過度に高価な飲食	市は、毎年度予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について事業実施主体に補助。			◆鳥取市HP とっとりドットCity http://www.city.tottori.tottori.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC020000&WIT_oid=icityv2::Contents:11730	
	島根県			島根県中山間地域活性化基本条例	1999	過疎化及び高齢化が急速に進行し、地域社会の維持存続が困難な状況にある県内の中山間地域の活性化を図り、もって県民の福祉の向上に資することを目的とする。	中山間地域。この条例において「中山間地域」とは、産業の振興、就労機会の確保、保健・医療・福祉サービスの確保その他の社会生活における条件が不利な地域であつて、当該地域の振興を図る必要があると認められる地域として規則で定める区域						◆島根県HP http://www2.pref.shimane.jp/teiju/mrjouri/index.html
	島根県			中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業(通称:集落100万円事業)	1999-2001	中山間地域の高齢化率35%以上の集落に、それぞれの現状をふまえた「集落活性化プラン」を策定してもらい、その取り組みに必要な経費(上限100万円)を市町村を通じて交付する事業。	中山間地域の高齢化率35%以上の集落		県→市町村→集落			県内1374集落で、住民の話し合いが行われ、集落の維持・活性化に向けた多様な取り組みが行われた。	◆島根県HP http://www.pref.shimane.jp/chiikiseisaku/chusankan_k/sikkkgiyou.html
	島根県			中山間地域活性化計画	1999-2004	中山間地域における問題を克服し、豊かで住み良い中山間地域の形成を図るため、平成8年に策定した「島根県中山間地域活性化基本構想」に基づく具体的な施策を体系化し、中山間地域対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	「島根県中山間地域活性化基本条例」第2条に定める地域。過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法に基づく)、特定農山村地域(特定農山村法に基づく)、辺地(辺地法に基づく)、これらと同等に条件が不利である地域。					「島根県中山間地域活性化基本条例」の第4条に基づく。	◆島根県HP http://www.pref.shimane.jp/chiikiseisaku/chusankan_k/plan_dl.html
	島根県			元気な集落づくり事業	2002-2006	高齢化が進んでいる集落等を維持・活性化するための基本計画となる「元気な集落づくり計画」を策定した市町村が「中山間地域集落活性化基金」を設置する際に県が助成(6/10)し、市町村がその基金を活用して行う集落等の維持・活性化に向けた取組を支援する。						この事業は平成11年度から実施した「中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業」によって行われた中山間地域の経済的機能、文化的機能、生活機能などの維持・向上のための取り組みを、今後も継続して実現させるための事業。平成14年度に31市町村(平成14年当時の市町村単位:平成18年現在の区分では16市町村)が計画を策定し、平成17年度までに340集落が維持・活性化に向け	◆島根県HP http://www.pref.shimane.jp/chiikiseisaku/chusankan_k/syuraku_kasseika_top.html
	島根県			森林林業活性化プラン	2001-2010	(1)国産材時代に備えた流域林業の創造 (2)多様で質の高い森林の整備(3)森林とのふれあいの機会の拡大を基本目標にかかげ、平成6年度に、「しまね森林・林業活性化プラン」を策定し、施策を推進してきた。本プランでは将来に引き継ぐ多様な機能を持続的に発揮する森づくりと、林業・木材産業の持続的発展を図るための基本方向と重点的取り組み方策を示す。						「島根県長期計画」(1994年度～2010年度)・「島根県第3次中期計画」(2000年度～2004年度)を基本とする森林・林業部門の総合プランとし、関連する林業関係諸計画のマスタープラン	◆島根県HP http://www.pref.shimane.jp/norinsomu/plan/rin_plan/
	島根県			がんばる島根農林総合事業		「新農業・農村活性化プラン」に基づき、米・園芸・畜産の3部門のバランスが取れた農業への再構築を図るため、農業者や集落などの自主性・計画性に基づいた意欲ある取り組みに対し積極的な支援を行い、地域の立地条件を生かした農林業の振興を図る。(1)実践活動支援事業＝ソフト事業(補助率:1/2)組織の強化や農林業生産活動のため、自主的に創意工夫に基づいて行う調査、検討、研修等の実践活動等に対して補助する。(2)生産施設等整備事業＝ハード事業(補助率:1/3、ただし、中山間地域1/12(そば以外の農産作物を除く)、認定農業者等1/12を上乗せ)米・園芸・畜産・特用林産等の振興による農林業生産の増大及び地域資源を活用した農林産物の加工の推進を図るために必要な各種施設整備等に対して補助する。 (3)特認事業知事が特に必要と認めた事業に対して補助する。	認定農業者、農業法人、集落営農組織、共同生産組織等				島根農業振興対策事業、いわゆる新島根方式(昭和50年～63年)をスタートさせ、その後、ふるさと農業活性化事業(平成元年～5年)、中山間地域集落営農推進事業(平成3年～5年)、しまね地域農業活性化特別対策事業(平成6年～8年)、ハツラツ集落・農村づくり事業(平成8年-)、がんばる島根農林総合事業(平成10年-)へと引き継ぎ、集落を単位とする新しい農業生産体制「集落営農」の確立を積極	平成18年3月末現在、509組織が集落営農に取り組む。集落営農組織を重要な担い手の一つとして、平成19年度を目標に570組織での集落営農の推進を目指す。	◆島根県HP http://www.pref.shimane.jp/section/nourin_somu/sesaku/seisan/seisan_1.htm
	島根県			地域興しマイスター制度	1996	地域の活性化のために貢献できる能力と意欲を持った人材を「地域興しマイスター」として登録し、彼らの指導、支援による地域の活性化を推進する。県内の農業者グループなどがマイスターの指導を受けたい場合に、県が間に入り、マイスターとの連絡調整や指導に係る経費を助成する。また、マイスター自身が資質向上のために行う全国イベントへの参加や、先進地調査などへの助成も行う。	マイスターの人材の選定・登録にあたっては、県下全域からより多くの人材を確保するため、県内七カ所の県地方機関単位の協議会で行う。				国庫補助事業の「特定農山村総合支援事業」を活用	中山間地域においては、地域興しの気運が増してきてはいるものの、身近に必要な知識・技術に精通した人材が少ないため、十分な取り組みができない地域も多いことから、この制度が始まった。地域興しマイスターとして登録された人材も百四十九人上り、専門分野も作目生産から農・水産加工、郷土料理、都市農村交流などと多岐にわたっている。	◆(財)地域活性化センター「月刊 地域づくり」 http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/0409/html/t06.html

	(島根県)		西ノ島町	いきいき集落づくり活性化事業	2002-2006	地域おこし・じげおこし事業等に取組む自治会及び団体について補助金を交付し、地域住民の創意・工夫により地域の活性化を図ることを目的とする。事業を行う自治会及び団体は、活性化に向けた目標や具体的な取り組みを、いきいき集落活性化プランとして策定し、町長に提出する。	対象事業:①産業経済的機能維持・活性化のための事業②文化機能維持・活性化のための事業③社会生活機能維持・活性化のための事業④その他集落の維持・活性化のために必要な事業	補助金の額は、いきいき集落活性化プランに基づく事業の5分の3以内で、1事業当り50万円を限度			西ノ島町いきいき集落づくり活性化事業計画	◆島根県西ノ島町HP 「いきいき集落づくり活性化事業補助金交付要綱」 http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/reiki_int/reiki_honbun/am15900681.html ◆「いきいき集落づくり活性化事業実施要領」 http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/r
	(島根県)		川本町	Uターン集落活性化住宅(空き家活用事業)	2000	川本町へU・ターンし定住する人にとり、住まいの確保が重要な問題となっていることから、Uターン者のための住宅を確保し、手ごろな家賃で貸し出すことにより、定住を支援する。民有の空き家の場合、10年間町が借受け、改修した後、Uターン者に貸し出すが、10年後には元の所有者に空き家を返却することになる。川本町内にある空き家を空き家バンクに登録し定住希望者に紹介。	入居者の資格:住民基本台帳に基づく住所を川本町外から川本町に移し、かつ現に川本町に居住するものであって、賃貸借期間満了後も川本町に居住しようとする意志のあるもの。	使用前修繕:町長は、建物を住宅として使用する前に、従前の設備を利用することができる状態まで当該建物の修繕を行う。			川本町Uターン集落活性化住宅の設置及び管理に関する条例	◆島根県川本町HP http://www.kawamoto-town.jp/uiturn/?ui
	(島根県)		三隅町(平成17年合併し、浜田市に)	三隅町Uターン集落活性化住宅の管理運営に関する条例	2001	三隅町内にある空き家又は家屋の離れなどを活用して三隅町Uターン集落活性化住宅(以下「住宅」という。)を整備し、Uターン者等の居宅する住宅を確保し、定住化の促進を図るため必要な事項を定めるものとする。	入居者の資格:①住民基本台帳に基づく住所を、島根県外から三隅町に移し、賃貸借期間満了後も三隅町に居住しようとする意思のある者②三隅の産業体験事業に取り組み、期間満了後も引き続き三隅町に居住しようとする意思のある者③定住促進のため、町長が特に入居を認める必要があると					◆島根県浜田市HP http://www.city.hamada.shimane.jp/gaiyou/reiki_int/reiki_honbun/ar13208261.html
	島根県			しまね農業・農村「がんばっている地域の活動」顕彰事業	2004	閉塞感の強い現状にあって、地域が一体となって農業・農村の活性化等に挑戦する取り組みは、地元はもとより他の地域へ元気を与えたり、新たなヒントの提供に繋がるとは多々あると考えられる。そこで、このような積極的な取り組み等を顕彰し、顕彰対象地域にはますますがんばってもらおうとともに、がんばっている地域活動の県下へ地域における身近な推進リーダー育成を目的とする講座、講習会、セミナー、ワークショップ等を自主的に企画・運営することとします。 (1)講座等のプログラムは、3日(3回)以上、かつ15時間以上。 (2)講座等の定員は、30人程度。 (3)自主的に企画・運営するために、企画会議、ネットワーク会議を各3回程度開催する。 (4)事業完了後、当財団が主催する「人づくり・地域づくりフォーラムin山口」においてその成果を発表する。	地方機関からの推薦等により広く情報収集する中で、農林水産部において「選考会」を開催し、知事の決裁を得て候補を決定する。	知事賞状及び副賞の授与			◆年度を、上期(4月～9月)・下期(10月～3月)に分けて選定を行う。 ◆半期毎の候補件数の目安は5件程度とする。	◆島根県HP http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/hyoushou/nousui_soumu/
	(山口県)		(財)山口県ひとり財団	地域生涯学習推進リーダー養成事業			◆対象:団体等 ◆対象経費:旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金及び保険料が対象。 なお、団体等の恒常的な人件費、運営費、備品購入費、接待費及び飲食費は、対象とならない。				事業の実施:県内においてすでに活動している3つ以上の生涯学習に係る団体・グループで構成されたネットワーク組織の実行委員会に委託して実施。	◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/03001.htm
	(山口県)		(財)やまぐち県民活動きらめき財団	県民活動出前アドバイザー派遣事業		県民の自主的・主体的な県民活動に関する理解と認識を深めるとともに、活動の活性化を図るため、地域における県民活動に関する研修会等へ県民活動出前アドバイザーを派遣し、県民活動の活性化に係る専門的・実践的な指導及び助言を実施する。	◆NPO活動、ボランティア活動、コミュニティ活動などの県民活動を行っている団体(=県民活動団体) ◆対象事業:県民活動団体が行う研修会等への派遣 ※原則として、1団体につき1年度1回限りの派遣。ただし、研修会等の内容によっては、年間2回程度又は同時に複数のアドバイザーの派遣を行うことが可能。			◆出前アドバイザー(30人)の派遣対象分野 ・NPO ・税務 ・企画 ・ワークシヨップ・協働 ・地域経営 等 ・会計 ・広報 ・組織運営	◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/02003.htm	
	山口県			中山間地域重点プロジェクト推進事業		個性と活力のある中山間地域づくりに向けて、山口県中山間地域づくりビジョンに基づく取組に対して助成。 ◆市町支援型:地域の活性化に資する施設整備に対し、その一部を助成 ◆民間協働型:中山間の活性化に向けて創意とチャレンジ意欲を持って取り組む事業に対し、その一部を助成	市町(市町支援型) 民間(民間協働型) 対象地域 各地域振興法の適用地域:a過疎地域、b特定農山村地域、c振興山村地域、d半島振興対策実施地域、e離島振興対策実施地域 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域				採択要件 (1)市町支援型 (ア)ビジョンにおいて定めた12のプロジェクトを推進する施設整備であること。 (イ)対象事業費が30,000千円以上であること。 (2)民間協働型 (ア)事業プランを作成し、市町の推薦を受けたものであること。 (イ)対象事業費が1,000千円以上	◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/01002.htm
	山口県			美しいむらづくり支援事業		農村の「豊かな自然」や「美しい景観」等の地域資源を活かして、地域住民等が美しいむらづくりに向けた総合整備の事業構想段階から、施設の維持管理や利活用などに参画していく体制づくりを支援する。	対象地域 県モデル地域 4地区					
	山口県			ひととひと・共にきらめき発信事業		農山漁村と都市との交流支援組織(ルーラルウェルカムセンター)の機能の拡充・強化を図り、農山漁村で培われた暮らしの知恵や技をもつ女性や高齢者の活躍の場を拡充すると共に、農山漁村での体験を通じた世代を越えた「共有」の場づくりに取組む等、継続的・反復的な協働交流活動を推進する。 また、様々な専門的知識・技術を有する都市生活者を農山漁村の支援者として登録・育成し、都市生活者の能力を活用しながら、ルーラルガイド等との相互支援体制を	◆対象事業 (1)高齢農業者能力活用の推進 ア 高齢者対策のための検討会議、普及啓発、研修 イ 高齢者能力活用のための調査、交流会等 ウ 高齢者が自ら行う活動に対する支援 ◆対象団体:市町			県内の事例 岩国市 H17～H18	◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/05007.htm	

	山口県		へき地保育所地域活動事業 (保育所機能強化推進事業)		山間地・離島等の重要な社会資源であるへき地保育所において、地域の需要に応じた幅広い活動を実施することによって、入所児童の健全育成と地域の活性化を図る。	◆対象団体:市町(中核市を除く) ◆対象事業:へき地保育所において行う、次の特別保育科目設定実施事業であること。 (1)世代間交流当事業 (2)地域における異年齢児交流事業 (3)保護者等への育児講座 (4)保育所退所児童との交流 (5)地域の特性に応じた保育事業への対応					◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/10041.htm
	山口県		生活環境施設整備資金(中山間地域活性化資金)		生活環境施設の整備を行う農業者等の組織する団体等に対する農協等からの融資について利子補給を行う。	◆対象地域:農林漁業金融公庫法第18条の2第2項に基づき、農林水産大臣及び財務大臣の指定する中山間地域 ◆対象事業:中山間地域における生活環境の改善に必要な施設(農山漁村情報処理・通信施設、農山漁村給排水施設、集会施設等)であって、農林漁業者の定住化に資するものの整備	利子補給率 年0.4・1.25%(=基準金利一貸付利率) 【参考】 融資関係 融利率 事業費の80%以内 貸付利率 1.9%(H18.9.21改正)				◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/13006.htm
	山口県		保健機能増進施設整備資金(中山間地域活性化資金)		保健機能増進施設の整備を行う農業者等の組織する団体等に対する農協等からの融資について利子補給を行う。	◆対象地域:農林漁業金融公庫法第18条の2第2項に基づき、農林水産大臣及び財務大臣の指定する中山間地域 ◆対象事業:中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設(観光農園施設、森林レクリエーション施設、観光漁業施設等)であって、農林漁業の振興に資するものの整備	利子補給率 年0~1.75%(=基準金利一貸付利率) 【参考】 融資関係 融利率 事業費の80%以内 貸付利率 1.4~2.35%(H18.9.21改正)				◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/14006.htm
	山口県		田んぼの学校支援事業 (食育・環境教育)		多様な生物生態系が循環する農村環境が発揮する多面的機能の重要性を、子ども達に教える地域独自の環境教育活動「田んぼの学校」等を支援する。	◆支援団体:市町、土地改良区等 ◆支援内容(1)体制整備支援 ア地域における活動組織の体制の立ち上げ イ水辺環境学習に係る活動の支援 ウ広報・普及活動支援 エ体験活動に係る必要な資材の提供 (2)水辺環境活動を実施するために必要な簡易な条件整備					◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/19015.html
	高知県		元気のでる市町村総合補助金		市町村の役場がそれぞれの地域の課題を住民と共に考え、その解決のために実施する事業で、住民が参画し、主体となる事業を支援。それによって、地域の実情や住民が必要と感じていることに即応した地域の活性化策の促進を図る。	市町村、一部事務組合、広域連合または複数の市町村が中心となって組織する協議会 (1)通常事業:市町村等が地域の課題解決に向けて、住民とともに自主的、主体的に取り組むハード・ソフト事業で、1事業実施主体あたりの事業費が200千円以上のもの (2)広域的連携事業:複数の市町村等が共同で行う事業で、広域的なまちづくりや広域的な資源を活用したまちづくりのための事業 (3)合併支援事業:合併重点支援地域に指定された市町村が広域化に対応するために行う、新しい自治活動の基盤づくりや合併によって周辺となる地域への手立てとなるハード事業	(1)通常事業 100,000千円 ただし、1事業あたりの限度額は、50,000千円とする (2)広域的連携事業 50,000千円 (3)合併支援事業 20,000千円		高知県補助金交付規則第20条に基づく。		◆高知県HP http://www.pref.kochi.jp/~chiiki/04handbook.PDF
	高知県		地域支援企画員(地域の元気応援団長)制度	2003	◆各広域行政圏単位を中心に、地域の住民と市町村及び県とのパイプ役や、住民活動のサポートをしながら、地域の資源を活かした「地域の元気を応援する」専任職員(課長補佐級)を県内7箇所に配置。 ◆役割:①住民、市町村、県相互のパイプ役②住民活動のサポート③地域の住民や市町村のニーズを政策に反映④出先機関相互の連携⑤民間による広域まちづくりへの支援⑥元気のでる市町村総合補助金の一定の権限執行 など	東部地区、南国・香美地区、中央・嶺北地区、仁淀川下流地区、高吾北地区、高幡地区、幡多地区の7地区(県を7地区に分ける)。				◆地方分権の時代に向け、県民の視点からの施策が求められているとともに、市町村合併を控えて、地域の個性づくりが必要。そのため、平成13年度~14年度まで、「元気な中山間づくり支援事業」として高吾北地域に職員1名を駐在させ取り組んできた。その結果、地域住民の組織化と活性化が図られたため、これをさらに発展させ、県内全域での取組とした。 ◆職員の位置づけ:副知事直轄。中山間総合対策本部との連携。	◆高知県HP http://www.pref.kochi.jp/~chiiki/04handbook.PDF
	高知県		元気のでる市町村総合補助金(集落活動支援事業)		地域の活性化を図るとともに、地域の自主的な活動を盛り上げていくため、過疎化・高齢化の進行する中山間地域において、集落等で行われている様々な活動の維持・再生・発展を図る事業に対して支援を行う。	中山間地域等直接支払制度の対象となる地域を有する市町村	◆補助率:1/2以内 ◆一カ所あたり事業費:20万円以上100万円以下				◆高知県HP http://www.pref.kochi.jp/~chiiki/04handbook.PDF
	高知県		元気のでる市町村総合補助金(地域再生プランづくり支援事業)		地域の実情、特性に応じた、オリジナリティに富んだ地域づくりを促進するため、住民が経費の一部を負担しながら主体的に行う、新たな発想に立って地域の方向性を検討する意欲的な取組を支援する。	◆補助対象:中山間地域の市町村 ◆対象事業:中山間地域の小字単元以上の地域で、住民が経費の一部を負担しながら主体的に行う地域再生のためのプランづくり事業。	◆補助率:1/2以内 ◆一カ所あたり事業費:100万円以上400万円以下				◆高知県HP http://www.pref.kochi.jp/~chiiki/04handbook.PDF
	高知県		集落再生サポーター事業		公募で集まった市町村職員、県職員が3泊日程度地域に滞在し、地域住民から直接話を聞き、また自分の目で地域資源を探しながら、地域づくりプランを作成する。					担当課室は地域づくり支援課であるが、平成16年度以降は「こうちんづくり広域連合」が「地域づくり研修」として実施。	◆高知県HP http://www.pref.kochi.jp/~chiiki/04handbook.PDF

	高知県			こうち元気者交流会地域づくり出前講座		個性豊かで魅力的な地域を築くため、地域づくりのノウハウを持った人を派遣し、適切なアドバイスを行うことによって、さらに効果的な地域づくりを進めると同時に、ネットワークの拡大を図る。	派遣対象：地域づくりに取り組んでいる団体、地方公共団体。	アドバイザー派遣に要する経費のうち、報償費及び旅費は、こうち元気者交流会が負担。			◆アドバイザーはこうち元気者交流会メンバー(団体等の課題に応じて選任。) ◆1団体への派遣回数は原則2回以内。	◆高知県HP http://www.pref.kochi.jp/~chiiki/04handbook.PDF
(高知県)		三加和町		里づくり運動	1990	(1)地域の再編：新しいコミュニティづくりを進める。 (2)里の誇り(宝)の創造：地域の特色を掘り起こし、誇りある里づくりを進める。 (3)住民自律と住民自治：自分たちが主役になり、自らの一歩を踏み出して、里を起す。 (4)計画の策定：里の行く末(将来)を考え、中長期の将来計画を立てる。 そして、特色ある事業を計画し、実行する。 (5)地域の経営と対外交流：生活や文化の再評価を行い、今までにない付加価値を付ける。 (6)住民総参加：地域の住民はそれぞれの立場で運動に参加する。	地域の歴史や地勢などを参考に、町内を8つのエリアに分けた。 ①板楠地区 ②上板楠地区 ③十町地区 ④和仁地区 ⑤吉地地区 ⑥野田・大田黒地区 ⑦津田・平野地区 ⑧岩地区 の八つの里に再編。	◆運動への支援：指導者の派遣＝計画づくりに際しては、コンサルタントを派遣。 ふるさとパートナーの協力＝ふるさとパートナーが運動全般にわたって一緒に行動。 各種情報の提供＝まちづくりのための情報を提供。 活動経費の支援＝自主的・主体的な活動に対して事業				◆熊本県三加和町HP http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town_mikawa/content/asp/zigyou/gaiyo.asp?PageID=19
	熊本県			地域興しマイスター		地域興しマイスターとは、「中山間地域の活性化に関する様々な分野において、専門的・実践的な知識と経験を持ち、活性化に必要な助言及び指導を行うことができる人」で、都道府県が選定しています。県内各地域での多様な自主的な活性化に向けた活動に対し、それに対応した専門知識・経験を活かして地域の活性化への取り組みを支援するという役割を担う。					◆熊本県HP「用語データベース」 http://cyber.pref.kumamoto.jp/chisan/Content/Asp/term/term_detail.asp?ID=87	
	宮崎県			プラスワンむらづくり支援事業	2002-2	むらづくり活動の展開に必要な農業農村集落活動拠点施設及び農作業受託用共同利用機械等の整備を支援。	◆事業主体：市町村、集落組織、農業者の組織する団体 ◆対象地域：地域の範囲：地域の合意形成が図られる範囲。集落単位が原則。 ◆事業採択基準：受益戸数が3戸以上	◆補助対象施設・機械等：農業農村集落活動拠点施設、農作業受託用共同利用機械 等			◆関連事業：プラスワンむらづくり推進事業(むらづくりに関する活動を支援)	◆宮崎県HP http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000045338.pdf
	鹿児島県			きらめくむらの創造事業(21世紀新かごしま創造プログラム)	2001	地区の特色・資源を生かし、新たな視点に立った個性あふれるむらづくりを推進するため、重点地区におけるむらづくり活性化戦略プランの策定及びその実践活動を支援する。	新・農村振興運動の重点地区 市町村むらづくり活性化計画を策定した市町村内の重点地区1ヶ所	◆補助事業費：500千円 ◆補助率：1/2以内 ◆事業実施期間：2年間		H14～15 鹿児島市(旧吉田町)本名ほか9市町 H15～16 南さつま市(旧加世田市)舞敷野ほか9市町 H16～17 指宿市池田ほか10市町村 H17～18 さつま町(旧薩摩町)永	◆鹿児島県HP http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/chiiki/guide/nosei/kiramekumura.html	
			屋久町	屋久町むらづくり活性化事業の助成に関する条例	1996	町の活性化を図るため、集落が自主的に行うむらづくり活性化事業を助成するために必要な事項を定めることを目的とする。	◆助成対象者：集落 ◆助成対象事業：国庫若しくは県費又は町の他の制度による補助を受けていない事業で、かつ、次に掲げる事項に該当するもの ①産業の振興に関するもの ②環境整備に関するもの ③教育、文化等づくりに関するもの ④町外との交流に関するもの ⑤その他町長が必要と認めるもの	40万円 集落 平成17年度に実施する事業		この条例において、集落とは、第四次長期振興計画基本構想(平成7年12月策定)にむらづくり活性化計画を掲げている集落をいう。	◆鹿児島大学法文学部法政策学科・法科大学院HP「屋久町例規集」 http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/yaku_town/document/frame/fr0000611.htm	
		(財)地域活性化センター		活力ある地域づくり支援事業		(財)自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する支援を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及広報を行う。 ア地域資源活用助成事業 地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業 イ広域連携推進助成事業 複数の市(区)町村等が共同して広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業 ウ活力ある商店街づくり助成事業 地域の特性を活かし、主として中心市街地において自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的としたソフト事業	採択要件 (1)宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。 (2)他に国の補助金の交付を受けないものであること。 (3)当該年度に確実に事業を完了するものであること。 (4)当該年度における新規事業であること。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については、これを含めることが出来るものであること。 対象団体：市(区)町村、広域行政機構である広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会	◆助成率：助成対象経費の50%以内 ◆助成額：それぞれの事業につき下記の額を上限 ア地域資源活用助成事業500万円 イ広域連携推進助成事業500万円 ウ活力ある商店街づくり助成事業 500万円 ◆助成対象経費：各種ソフト事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる			◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/01007.htm	
		(財)地域総合整備財団		地域再生マネージャー事業	2004	市町村の地域再生を目的とする取組の推進に資するため、市町村が「地域再生マネージャー」に地域再生に係る業務を委託する経費の一部を助成する。	採択要件(次の全てに該当するもの) (1)観光振興、産業振興、商業振興など地域再生を目的とする事業であること (2)地域再生の観点から実質的成果が期待できる事業であり、マネージャー等との連携体制等円滑な実施の仕組みを有する事業であること (3)マネージャー等が実質的、継続的に取組を行う事業であること (4)地域再生のモデルとなる事業であること 対象団体：市町村				◆(財)地域総合整備財団HP http://www.furusato-zaidan.or.jp/	

			(財)地域総合整備財団	「大学と連携した地域づくり」助成事業		地域経済の活性化あるいは住民の生活環境の改善を目的として、市町村と大学が連携して行う。	◆助成対象者:大学(短大・高専を含む。)と連携して地域づくりに取り組む市町村(政令指定都市除く。特別区含む。) 助成対象事業:地域経済の活性化あるいは住民の生活環境の改善を目的として、市町村と大学が連携して行い、事業計画の実現性が高く、地方公共団体が積極的に関与する事業。								◆ http://www.furusato-zaidan.or.jp/
			地域づくり団体全国協議会	地域づくり活動支援事業		地域づくり団体が行う自主的・主体的な地域づくり活動の支援のため、広報誌及びホームページの作成、その他団体の運営等について、登録団体からの要請により、各分野の専門家をアドバイザーとして派遣。	◆対象団体:地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体 ◆対象事業:広報誌及びホームページの作成やレベルアップ、その他団体の運営等に関する指導・助言を受ける場合のアドバイザーの招聘	◆助成率:10/10 ◆限度額:謝金・旅費とも各100千円							◆山口県HP http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/chusanakan/library/detaildata/19006.html
			(財)地域活性化センター	地域づくりアドバイザー事業		自主的・主体的な地域の活性化を推進するため、適切な助言を行う各分野の専門家等の紹介を行い、その受け入れにかかる経費の助成を行う。	◆対象事業:地域活性化を推進する次の分野について行う自主的・主体的な取組であって、テーマに具体性があるもの。 ①地域の総合的な振興②地域経済の振興③地域文化の振興④情報化対策⑤その他の国際交流、環境エネルギー対策、過疎地域対策など	助成限度額:各年度30万円(2ヶ年で60万円)							◆高知県HP http://www.pref.kochi.jp/~chiiki/04handbook.PDF
			社団法人 米穀安定供給確保全国農業協同組合中央会(後援:農林水産省)	集荷円滑化対策事業		豊作による過剰米を区分出荷・保管した生産者に、区分保管数量に応じて、生産者からの抛出金と国からの貸付金により造成した資金からの短期融資及び生産者支援金の支払いを実施。									◆社団法人 米穀安定供給確保支援機構HP http://www.komenet.jp/
			全国農業協同組合中央会(後援:農林水産省)	地域水田農業ビジョン大賞	2004	地域水田農業ビジョンの実践強化を目指し、ビジョンの策定・実践に優れた取り組みをしている地域を顕彰し、それを広く紹介することによって、各地域での取り組みのアイデアや進め方等を共有化するとともに、地域水田農業ビジョンの実践強化全国運動のより一層の推進につなげていくことを目的とする。	◆参加対象:意欲的に地域水田農業ビジョンの策定・実践に取り組む、ビジョンの策定・実践を通じ、特色のある産地づくり、売れる米・麦・大豆づくり、合意形成、農用地利用調整、担い手の明確化、集落営農、消費者との交流、環境保全型農業などに取り組んでいる地域。					農林水産省が後援。		◆全国農業協同組合中央会HP http://www.zenchu-ja.or.jp/release/pdf/1132648271.pdf	
			(財)農村開発企画委員会(共催:農林水産省)	食アメニティ・コンテスト	1991	農山漁村の女性グループ・個人において、自主的努力により地域の特産物を活用した起業活動などを通じて地域づくりに貢献している優秀な活動事例について表彰を行う。	農山漁村において自主的努力を通じて地域の食文化の保存・開発とその普及に努め、そのことが地域の活力の増進に寄与しているものとして、都道府県知事の推薦を受けた女性グループ又は個人。						平成3～12年までは国土庁との共催、平成13年からは、中央省庁再編に伴い農林水産省との共催で、平成15年度からは農林水産省及び都市と農山漁村の共生・対流推進会議との共催。	◆(財)農村開発企画委員会HP http://www.rdpc.or.jp/h18syoku/h18syoku-info.html	